

最高裁秘書第5073号

令和元年10月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年9月11日の岡口基一裁判官の審問期日に関して作成し、又は取得した文書（NHKその他のマスコミの傍聴要請を拒否した際に作成し、又は取得した文書を含む。）

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年12月13日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第41号

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）